

議事要旨(1)企業結合に係る調査報告及び企業結合会計に関する今後の進め方について

逆瀬副委員長及び小堀研究員より、企業結合プロジェクト・チームから ASBJ に対して「企業結合会計に関する調査報告」が提出され、その提出の経緯及び報告要旨に関する説明が行われた。説明の概要は以下のとおりである。なお、本調査報告の受領については、来週（10月16日予定）にプレス・リリースを予定している旨の説明があった。

- ・ 調査報告提出の経緯としては、EU 同等性評価に関連して欧州証券規制当局委員会(CESR) から提案された補正措置項目に対応すべく、平成 18 年 10 月に公表した「ASBJ プロジェクト計画表」に基づき、ASBJ 事務局内に設置された企業結合プロジェクト・チームが、企業結合会計の適用状況等を調査したものである。
- ・ 調査報告で記載している IFRS 第 3 号及び SFAS 第 141 号の改訂版は現在未公表だが、すでに内容の審議は終了しているため、平成 19 年 10 月に公表されたものとみなして記載している。
- ・ 調査報告では、「企業結合の会計処理（持分プーリング法の取扱い）」「株式を対価とする場合の対価の測定日」「負ののれんの会計処理」「少数株主持分の測定」「段階取得における会計処理」「外貨建のれんの換算方法」の 6 つについて、我が国の会計基準と国際的な会計基準の比較や我が国における適用状況の分析、市場関係者の一部へのヒアリング等の調査結果及び今後の検討課題がまとめられている。

この説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりであり、調査報告は受領された。

- ・ 委員から、第 3 章「負ののれんの会計処理」に関連して、貸方の連結調整勘定の償却年数についても今後見直しを行うのか質問があった。これに対し事務局から、次の審議において説明する旨の説明があった。
- ・ 委員から、調査報告で記載している IFRS 第 3 号及び SFAS 第 141 号の改訂版が公表されたものとみなして記載している点について、現段階では調査報告は仮公表とすべきとの指摘や、本文中で公表予定と記載すべきとの指摘があった。これに対し事務局から、「はじめに」において、IFRS 及び SFAS の審議が終了している旨及びこれらが公表されたものとみなして記載している点を付記しているため、現状で問題ないと考えている旨の説明があった。
- ・ 委員から、調査報告に記載されているのれんの償却の問題については、CESR から補正措置項目として提案されていないため取り上げていない点について、要旨にも記載すべきとの指摘があった。

引き続き、「企業結合会計に関する今後の検討の進め方」について、秋葉主席研究員より、審議事項(1)の資料に基づき説明が行われ、以下の応答後、了承された。

なお、委員から、持分プーリング法が廃止された場合、共同支配企業の形成の会計処理については、今回の対象には含まれていないため、引続き持分プーリング法に準じた処理を採用していくことになるのか質問があり、事務局からは現在の方法を踏襲することになるのではないかと説明があった。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。